

## 基本目標2 身近な行動から環境を守りはぐくむ



「安らぎのあるまちをつくる」「ものを大切にする地域社会をめざす」「地球にやさしい地域社会をつくる」の3つの基本方針に沿って、区民、事業者、区が環境に十分配慮した日常生活や事業活動を行うための取組みを推進しています。

### 2-1 安らぎのあるまちをつくる

(基本方針)

地域に暮らす人々が、安らぎを享受できる地域社会の形成を目指し、地域特性に応じたまちづくりや、まちの美化を推進します。

一人ひとりの基本的な環境マナーの向上に取り組み、地域全体で環境改善に向けたルールづくりを進め、定着を図ることにより環境保全活動を展開していきます。

#### <環境指標の評価>

指標項目の評価

- ◎：最終目標値を達成している指標項目
- △：最終目標値を達成していないが、目標値に近づいている指標項目
- ▽：最終目標値を達成しておらず、目標値に近づいていない指標項目
- ：環境指標の設定、現状値を把握していない指標項目

環境指標項目	基準年度	基準年度末時点実績値	平成23年度末時点実績値	数値目標	評価
「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」の認知度 (P.42 参照)	18	36.6%	31.3%	50%超	▽
鉄道駅舎エレベーター設置によるバリアフリー化 (P.45 参照)	18	—	事業延伸 (東日本大震災の影響)	大井町線緑が丘駅に設置	△
駐輪場の整備 (累計) (P.45 参照)	18	—	6か所 (1,657台)	新たに8か所整備 (2,549台)	△

【年度の記載がないものは、平成23年度までの目標】

➤ 5年間の成果・課題

区ではこれまで、ポイ捨て防止や違反広告物の除去、放置自転車対策等によってまちの美化や、街並み景観の向上に取り組んできました。また、区内の文化的歴史的資源の保全や、バリアフリー対策等、まちの魅力向上を図ってきました。

平成22年4月には、区の地域特性に応じた良好な景観を形成していくため、「目黒区景観計画」を策定しています。

➤ 目標の実現に向けてー平成24年度以降の取組みー

地域で暮らす人々が、安らぎを享受できる地域社会の形成を目指し、まちの美化や景観まちづくりを推進します。

区民一人ひとりのまちの美化への取組みが地域における活動に発展し、さらに地域全体でのまちの美化活動につながるよう支援していきます。

また、目黒区の特徴である坂が多く起伏に富んだ地形や目黒川、区内の歴史的資源等を活かし、区内の地域特性にあわせた魅力ある街並みの形成を図ります。

### 2-1-1 きれいで住み心地のよいまちづくり

#### ◀ ごみ出しマナー向上のための普及啓発 ▶

ごみの適正な排出の推進や集積所の美化等に取り組む区民・事業者との対話を中心とする、きめ細やかな「ふれあい」を大切にした「ふれあい指導」、児童に対する「環境学習」を通じ、ごみの分別の徹底を呼びかけました。

また、不法投棄を予防するため、集積所等に警告ポスターを掲示しました。



＜環境学習＞

#### ◀ 吸い殻・空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置などについてのマナー啓発 ▶

平成15年7月に「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」が制定されたことを機に、区では7月をポイ捨て防止月間とし、ポイ捨て禁止の啓発活動として、啓発プレートの配布や広報紙への掲載を通じて、マナー向上を呼びかけています。

学芸大学駅頭キャンペーンには、約60名が集合し、啓発用チラシとごみ持ち帰りのためのミニエコバッグの配布を行いました。

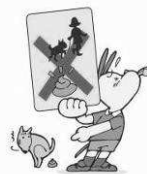
犬のふんの後始末改善等については、狂犬病予防注射の個別通知や広報紙による呼びかけ、犬の飼い方セミナーによるマナー啓発を行いました。平成23年度は犬の飼い方セミナーを3回実施し、延べ参加者数は65名でした。



＜吸い殻のポイ捨て禁止＞



＜空き缶・ペットボトルのポイ捨て禁止＞



＜犬のふん放置の禁止＞



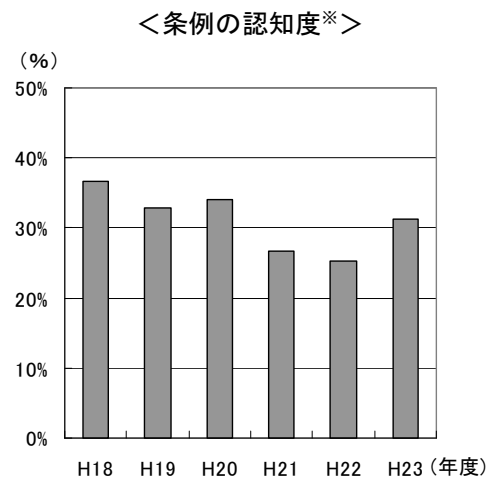
＜落書き禁止＞

「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例」

吸い殻・空き缶等のポイ捨てを禁止するとともに、区と区民、事業者等が協働してまちの環境美化を推進していくことを目指し、平成15年7月に制定されました。

条例の認知度は、平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年度には30%を超えました。

※環境アンケート調査において「よく内容を知っている」、「多少の内容は知っている」と回答した人の合計割合



◀ 地域の美化活動の支援 ▶

清掃活動や落書き消去等、地域の美化活動の支援を行いました（詳細はP.68参照）。

平成24年度に実施する主な施策の内容

- ✓ ポイ捨て禁止啓発のためのキャンペーンや地域の清掃活動の支援を引き続き実施し、マナーの向上を促します。
- ✓ 路上喫煙禁止区域について各種啓発活動を引き続き実施します。また、既存の喫煙所の副流煙対策の検討も行います。
- ✓ ごみの排出指導について、集積所の個別改善指導や事業者への適正排出指導、小学校等での環境学習を引き続き行います。
- ✓ 中目黒及び権之助・大鳥スーパーズの活動支援、及び他地域での活動団体の発足支援の検討を行います。
- ✓ 犬の散歩マナーについての啓発プレートの配布します。
- ✓ 団体との協働による落書き消去活動等、区民ニーズに沿った事業の進め方や効果的な周知方法を検討します。

清掃用具の貸出しや、啓発品等の配布を行っています！

ポイ捨てのないきれいなまちにするために、各種清掃用具の貸出しや啓発品の配布を行っています。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

〔問合せ先〕

環境清掃部環境保全課環境美化推進係  
電話 03-5722-9606



＜啓発プレート＞

## 2-1-2 街並み景観の向上・歴史的文化的資源の保全

### ◀ 地域特性に応じた良好な街並み景観の推進 ▶

#### ■ 良好な街並み景観の維持

電柱、道路標識等の公共物に立看板、はり紙等の広告物を設置、貼り付けることは、法律で禁止されています。この違法行為に対し、地元商店街、所轄警察署等との合同パトロールで啓発活動を行うとともに、目黒区及び違反広告物除却協力員制度に基づく協力員により違反広告物の除却を行いました。違反広告物の除去件数は、平成21年度から平成22年度をピークに、平成23年度は減少に転じました。

＜違法屋外広告除去件数＞ (単位：件)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
立看板	136	65	77	183	172
はり札	126	37	18	20	27
のぼり旗	—	—	3	0	0
はり紙	19,909	23,344	62,257	63,499	59,796
合計	20,171	23,446	62,355	63,702	59,995

#### ■ 地域特性を活かした街づくり

地域に継承されたさまざまな地域資源を活用しながら、良好な地域環境の保全・形成していく街づくりを進めるための街づくりの手法として、地区計画・建築協定等の制度があります。また、区では、こうした制度や地域の街づくりの推進を図ることを目的として目黒区地域街づくり条例（平成19年10月施行）を定めています。

地区計画等を策定した地区については、建築行為等を行う際にその計画等に基づき建築行為等を適切に誘導・規制を行っています。

また、良好な地域環境の保全・形成を図る街づくりを推進するため、こうした制度の普及・啓発に努めています。

### ◀ 良好な街並み景観形成推進の計画体系等の整備 ▶

区の地域特性に応じた良好な景観を形成していくため、目黒通りの景観将来像や方針を作成する説明会及び懇談会を開催しました。

また、沿道住民と景観街歩きを行うなど、区民とともに景観づくりを進めました。区民からは、「景観を向上することは街の活性化につながる」との意見があるなど、景観に対する意識の高まりがうかがえました。

平成23年度末には、目黒通りの景観形成基準を作成しました。

### ◀ 歴史的・文化的に価値のある建造物や埋蔵文化財等についての調査・発掘・保護 ▶

区内に残る文化財を守り後世に伝えていくため、調査や保護、普及活動を行っています。平成23年度末現在、埋蔵文化財については、東山貝塚遺跡、目黒不動遺跡等を含め、58か所の遺跡が埋蔵文化財包蔵地として登録されています。

平成23年度は、遺跡の調査として、建設工事に伴う埋蔵文化財の試掘調査を10件、立会調査を72件、整理調査1件、本格調査を3件実施しました。また、文化財説明板2件を整備しました。

◀ 文化財についての情報や楽しむ機会の提供 ▶

■ 文化財についての情報

「めぐろの文化財」及び「目黒区文化財マップ」を頒布したほか、区民が文化財に触れる機会を提供するため、「区内文化財めぐり」を年7回実施し、207人が参加しました。



＜東山貝塚公園＞



＜東山貝塚遺跡の発掘調査＞

■ 古民家

すずめのお宿緑地公園内にある、区指定文化財の旧栗山家主屋を移築復元した「古民家」では、節句飾り、七夕まつり等の年中行事を行い、伝統文化を学び継承する機会を提供しました。また、「東京9区 文化財・古民家めぐり」の合同開催や、世田谷区との合同解説会「古民家を見比べる テーマ：屋根」の実施など、他区と連携した取組みも推進しました。



＜古民家解説会＞



＜古民家でのお月見と民謡の夕べ＞



＜七夕祭り＞

平成24年度に実施する主な施策の内容

- ✓ 地区計画制度等の活用により、良好な街並みの形成を図るとともに、建築物等の色彩や形状について、周囲とバランスのとれたデザインとなるよう配慮していきます。
- ✓ 良好な景観やバリアフリー化を目的とし、電線類地中化の具体化に向けた取組みを進めていきます。
- ✓ 商店街、警察等との合同パトロールにより啓発運動を行うとともに、違反広告物（捨看板）除却協力員の拡充及び制度の充実を図ります。
- ✓ 区民の文化財に対する保護意識の向上を図るため、「めぐろの文化財」及び「目黒区文化財マップ」を引き続き頒布します。
- ✓ 埋蔵文化財について、引き続き調査していきます。
- ✓ 「人・資料・情報」が結びついた出会いと発見の展示を目指し、資料データの蓄積と常設展や企画展の充実等、魅力ある歴史資料館運営を行います。
- ✓ 「目黒区景観計画」に基づき、景観重要建造物・樹木の指定の働きかけをしていきます。

### 2-1-3 安心して歩けるまちづくり

#### ◀ 都市施設のバリアフリー化 ▶

東京都福祉のまちづくり条例や目黒区福祉のまちづくり整備要綱にもとづき、事業者に対し、積極的にバリアフリー化を働きかけました。

平成23年度は、病院、銀行、大規模店舗等の公共的建築物や共同住宅の整備に55件の届出がありました。駅周辺や区道・公園等においても、視覚障害者用誘導ブロックの設置・取替えのほか、28か所で歩道の段差解消を実施、959㎡の歩道舗装改良、公園等2箇所の改良工事の際にバリアフリー化を図りました。緑が丘駅のバリアフリー化に取り組んでいますが、東日本大震災の影響により、事業を延伸しました。

#### ◀ 違法駐車等の防止に関する指導・普及啓発 ▶

違法駐車は、交通渋滞を引き起こすだけでなく、緊急車両等の通行妨害、さらには交通事故にもつながり、防犯面からも問題が出ています。区報に違法駐車防止に関する記事を掲載し、啓発を行いました。

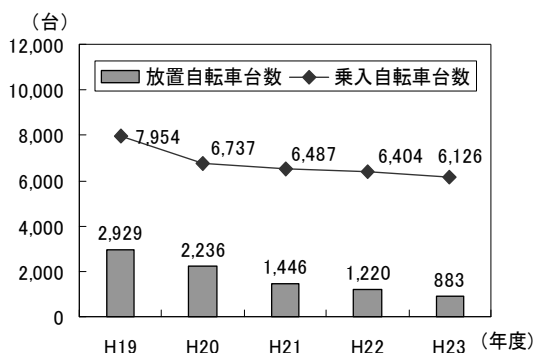
#### ◀ 目黒区自転車等放置防止条例に基づく放置自転車の規制・撤去・処分 ▶

放置自転車対策として、駐輪場の設置、放置自転車防止の啓発等を行っており、10月には、「放置自転車クリーンキャンペーン」を実施し、延べ178人の参加がありました。

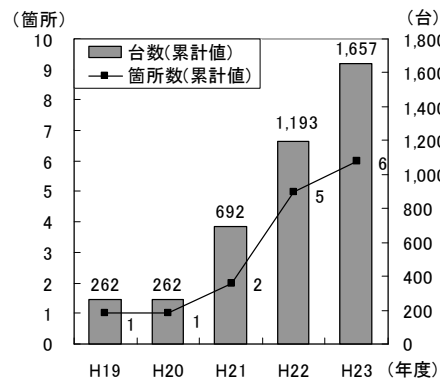
#### ◀ 目黒区立自転車等駐輪場条例に基づく駐輪場の整備 ▶

目黒区自転車等放置防止条例に基づき、大規模小売店舗、飲食店、金融機関等の自転車大量需要施設に対し、駐輪場設置義務付けの取組みを進めました。

＜駅周辺乗入自転車数及び放置自転車台数＞



＜新たに整備された駐輪場数と収容台数＞



#### 平成24年度に実施する主な施策の内容

- ✓ 各駅周辺の駐輪場の整備を進めます。
- ✓ 鉄道事業者による緑が丘駅舎改良工事に合わせて、自転車駐輪場を整備していきます。
- ✓ 「放置自転車クリーンキャンペーン」を引き続き実施していきます。
- ✓ 違法駐車等防止に関する記事の区報への掲載等、普及啓発活動を継続して行います。
- ✓ 「目黒区立施設福祉環境整備要綱」に基づき、道路、公園等を含む区立施設の整備を行います。
- ✓ 「東京都福祉のまちづくり条例」及び「目黒区福祉のまちづくり整備要綱」に基づき、高齢者や障害をもつ人など、誰もが使いやすい建築物等の整備の推進を図ります。

## 2-2 ものを大切にする地域社会をめざす

(基本方針)

これまでの大量購入・大量消費を見直し、ものを大切にするライフスタイルを推進することにより、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

従来までの「ごみ」という認識から「資源」としての認識へ転換を図り、地域や社会での資源の循環が円滑に行われるための仕組みづくりを進めます。

### <環境指標の評価>

指標項目の評価

- ◎：最終目標値を達成している指標項目
- △：最終目標値を達成していないが、目標値に近づいている指標項目
- ▽：最終目標値を達成しておらず、目標値に近づいていない指標項目
- －：環境指標の設定、現状値を把握していない指標項目

環境指標項目	基準年度	基準年度末時点実績値	平成23年度末時点実績値	数値目標	評価
ごみ量 (P.49 参照)	17	84,214 t	75,715 t	平成28年度までに35%削減	△
リサイクル率 (P.49 参照)	17	23.0%	27.7%	平成28年度までに40%	△
めぐろ買い物ルールの認知度 (P.47 参照)	18	22.7%	43.7%	50%	△

【年度の記載がないものは、平成23年度までの目標】

#### ➤ 5年間の成果・課題

平成19年度から平成21年度に、大きくごみ量は減少し資源回収量とリサイクル率は増加しました。これは、プラスチック製容器包装等の分別回収事業を平成20年10月から区内全域で実施した影響と考えられます。

環境指標の達成に向けて、さらなるごみの減量、リサイクル率の向上を目指し、区民一人ひとりの意識やライフスタイルを循環型に転換していく必要があります。

#### ➤ 目標の実現に向けてー平成24年度以降の取組みー

これまでのものを大量に消費する社会を見直し、区民のライフスタイルを踏まえたごみの発生抑制、円滑な資源循環、ごみの安全・適正な処理により、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

また、地域との連携により、リユース・リサイクルを目黒区の文化として定着させ、提唱・発信することで、区民の従来の「ごみ」に対する認識を「資源」へと転換し、ものを大切にするライフスタイルの普及に取り組みます。

### 2-2-1 ごみの発生抑制

#### ◀ ものを大切にするライフスタイルへの転換 ▶

ごみを作り出さないために、スマート・ショッピングを区内に広める「めぐろ買い物ルール」を平成18年度に決めました。「肩の力を抜いて、できるところからまずはスタート」をモットーにこの取組みを推進し、ごみを出さない、ものを大切にするライフスタイルへの転換を呼びかけています。



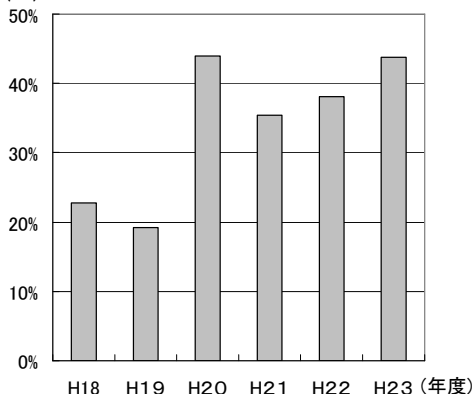
#### めぐろ買い物ルール

スマートショッピングを始めよう!!

- ルール1：1日1回、ノーレジ袋のすすめ
- ルール2：バラ売りを選ぼう!
- ルール3：詰め替え商品を選ぼう!
- ルール4：残さず食べる工夫をしよう!
- ルール5：「長く」「繰り返し」を見直そう!

めぐろ買い物ルールは、みんなで作り変えていきます。斬新なアイデアは「ルール」に反映していきます。

(%) <めぐろ買い物ルール認知度>



めぐろ買い物ルール認知度\*は、平成20年度に前年度比2倍以上に上がり、平成21年度に一度下がったものの、近年は徐々に増加傾向にあります。

\*認知度算出の根拠

平成18年度は、「ごみ減量とエコライフを進めるためのアンケート調査」において、「知っている」と答えた人の割合。

平成19年度は、「世論調査」で「知っている」と答えた人の割合。

平成20年度以降は、「環境に関するアンケート調査」で「よく内容を知っている」、「多少の内容は知っている」「名前くらいしか知らない」と回答した人の合計割合。

#### ■ めぐろ買い物ルール川柳コンテスト・ガラクタ音楽会

目黒の未来を担う子どもたちに、ごみの減量やリサイクルに関心をもってもらうため、「めぐろ買い物ルールを広める会」が主催しているイベントで、毎年、多くの方にご参加いただいています。平成23年度の川柳コンテストは、686点の応募があり、過去最高数の応募をいただきました。表彰式の終了後には、ガラクタ音楽会が開催されました。

#### 平成23年度 区長賞

(子どもの部)

『ちょっとまで そんなに君は 食べれるの』

(中学生の部)

『エコすれば 次の世代に 虹かける』

(大人の部)

『限りある 資源と暮らす エコ上手』



<表彰式後に行われたガラクタ音楽会>



◀ ごみ減量に向けた区民・事業者への普及啓発 ▶

3R<sup>16</sup>推進キャンペーンとして、6月と10月に啓発キャンペーンを実施しました。6月は、ごみゼロの日にちなんで、5月30日からの一ヶ月にわたり、「ごみと資源の分別徹底キャンペーン」を実施しました。期間中に実施された「ふえすた環境in目黒」等を通して、ごみの減量や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を呼びかけました。10月には、「簡易包装・スマートショッピングキャンペーン」としてリフォームファッション&オンリーワンバッグコンテストやパネル展示を行いました。

このほか、ごみと資源に関する各種のリーフレットや冊子の発行を行いました。異動が多い単身者向けに作成した「LIFE STYLE+3R=ECO」、未来を担う子どもたちを対象とした「資源とごみの話」は、特に好評を得ています。

また、事業用大規模建築物の事業者に対して、立入り調査や講習会を実施し、廃棄物の減量について啓発を行いました。

**平成 24 年度に実施する主な施策の内容**

- ✓ 資源とごみの適正排出の向上のため、めぐろ区報、ホームページ等で情報を提供するなど、区民・事業者に普及啓発していきます。
- ✓ 「めぐろ買い物ルールを広める会」を中心に、「めぐろ買い物ルール」のPRと仕組みづくりを継続的に行います。また、買い物ルール参加店の拡大と参加店を通じたPRを行います。
- ✓ 大規模建築物に対するごみの排出指導を引き続き行います。

「LIFE STYLE+3R=ECO」の紹介

区では、ごみ減量や資源のリサイクルについて理解いただくために、各種パンフレットや冊子を作成しています。

パンフレット「LIFE STYLE+3R=ECO」では、1日を通して、ライフスタイルに合ったエコな生活を提案しています。

(内容紹介)

このパンフレットは、1日を通して、ライフスタイルに合ったエコな生活を提案しています。朝の8時から夜の9時までの間に、様々なシーンで発生するごみと資源の分別方法やリサイクルの仕方を詳しく説明しています。

<sup>16</sup> 3R：リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再利用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

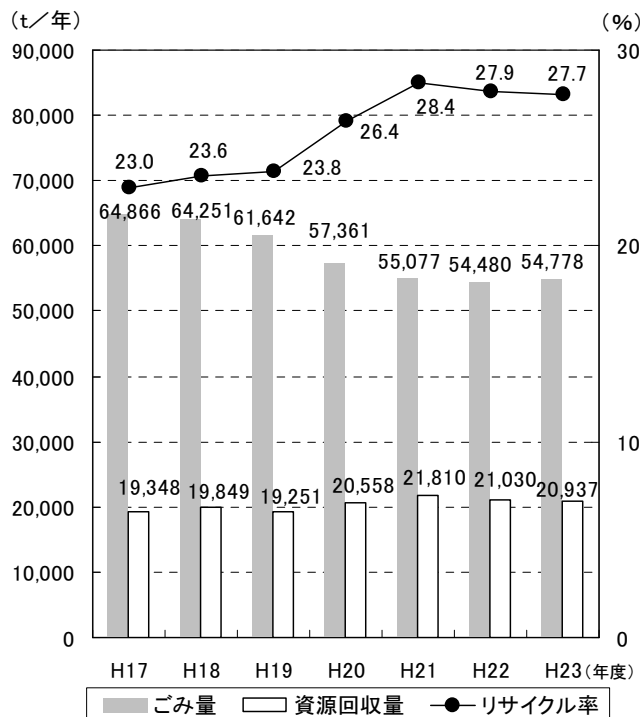
2-2-2 円滑な資源循環

◀ 資源回収の推進 ▶

平成20年10月から区内全域で、プラスチック製容器包装等の分別回収事業やサーマルリサイクルのプラスチック混合可燃ごみ収集を行ったことにより、燃やさないごみが減少しました。平成23年度のごみ量は前年よりも微増となりましたが、分別方法変更前の平成17年度と比較すると15.6%の減少となり、ごみ量は減少傾向にあるといえます。

一方、資源回収量とリサイクル率については、平成21年度をピークに減少傾向にあります。平成23年度の区民1人・1日当たりのごみ量及び資源回収量は、それぞれ571g、218gでした。

＜ごみ量・資源回収量・リサイクル率の推移＞



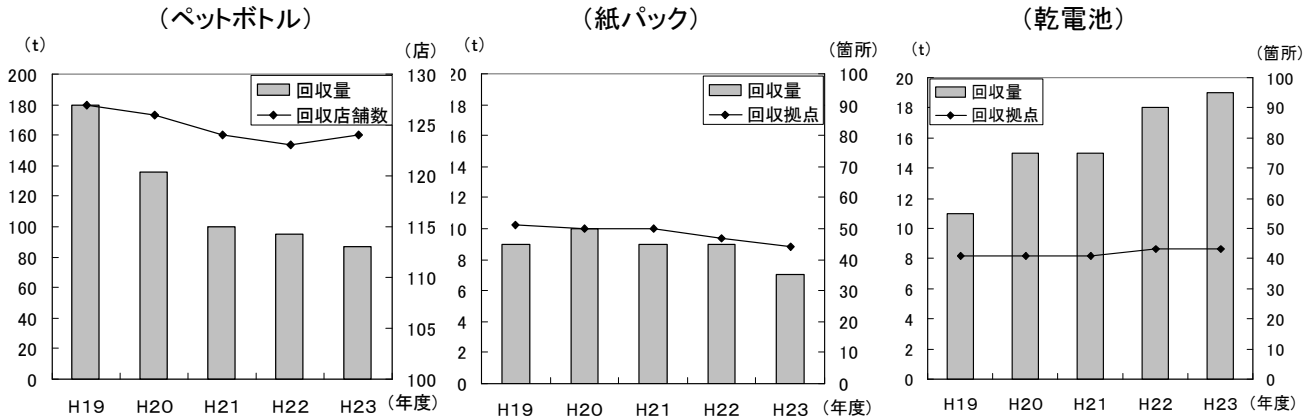
＜分別回収量 びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装＞

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	増減量 (前年度比)
びん (t)	2,383	2,599	2,866	2,924	2,984	+60
スチール缶 (t)	355	426	490	485	475	-10
アルミ缶 (t)	261	344	406	408	411	+3
ペットボトル (t)	167	476	775	815	958	+143
プラスチック製容器包装 (t)	223	1,391	2,152	1,953	1,898	-55
回収拠点箇所 (箇所)	6,717	14,410	14,477	16,373	17,067	+694

昭和63年10月に、23区に先駆け開始した「びん・アルミ缶の分別回収事業」も約20年を経て、新たにペットボトル及びプラスチック製容器包装を加え、平成20年10月から区内の全集積所で5品目の分別回収を開始しました。回収量は順調に増加しています。



＜拠点回収 回収拠点数と品目別回収量＞

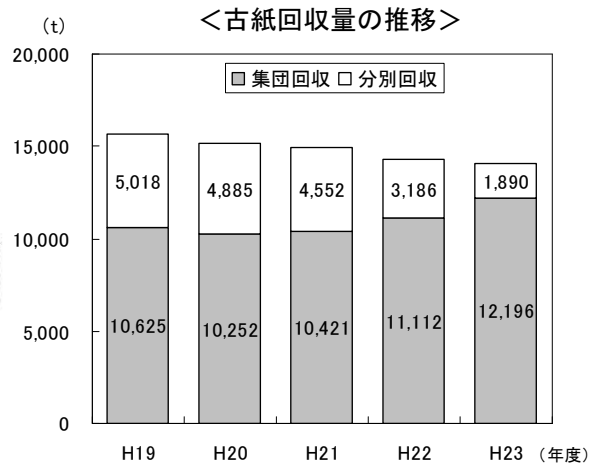


ペットボトルの回収量は減少しましたが、乾電池の回収量は増加しています。

＜集団回収事業と実績＞

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
集団回収活動 実施団体への支援 (古紙以外の品目を含む)	登録団体	210 団体 (71 町会・ 自治会)	226 団体 (73 町会・ 自治会)	223 団体 (75 町会・ 自治会)	235 団体 (79 町会・ 自治会)	249 団体 (81 町会・ 自治会)
	回収量 (t)	10,644	10,278	10,446	11,137	12,206

古紙（新聞・雑誌・段ボール）の回収量は、平成 19 年度から年々減少が続いています。  
平成 24 年 3 月から古紙の集団回収一元化事業を完全実施したことにより、行政による回収量は減少しています。



平成 24 年度に実施する主な施策の内容

- ✓ 資源とごみの分別向上やごみ減量を目指し、区民へ向けた PR を継続するとともに転入者を中心に分かりやすい周知を行っていきます。
- ✓ 区民・事業者と十分に対話しながら集積所の改善指導等を行い、資源とごみの分別徹底を呼びかけます。

2-2-3 環境負荷の少ないごみ処理体制の整備

◀ 安全・適正なごみの処理 ▶

ごみ処理体制の整備は、翌年度にどのくらいごみが出るかを推計することから始まります。

前年度及び前々年度に収集したごみ量から、翌年度はどのくらいのごみ量となるかを計算します。そして、計算で得られたごみ量をもとに、そのごみを収集処理するために、どのくらいの車両が必要かを算出します。

平成23年度のごみ処理体制の整備にあたっては、車両数を減らすことはできませんでしたが、一部委託化を図るなど効率化に努めています

＜ごみ量の内訳＞

(単位:t)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	増減量 (前年度比)
可燃ごみ	46,206	47,974	50,217	49,577	49,769	-192
不燃ごみ	13,457	7,389	2,849	2,816	2,747	-69
粗大ごみ	1,979	1,998	2,011	2,087	2,263	176
合計	61,642	57,361	55,077	54,480	54,779	-299

清掃・リサイクルの経費

清掃・リサイクル事業の平成23年度の支出額は40億6,748万円でした。

主な経費の内訳を見ると、職員人件費が26.8%、焼却等の中間処理以降に係る経費(清掃事業分担金)が25.3%、収集運搬費が18.6%となっています。また、集団回収の支援も含めた資源回収にかかる費用が11億4,676万円で28.2%、となっています。

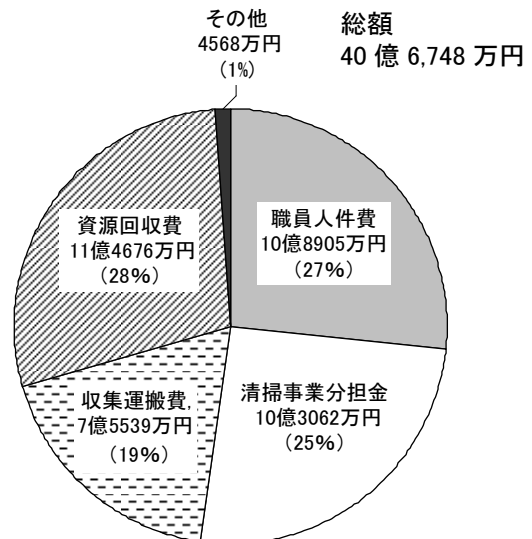
区民1人当たりの清掃・リサイクル費用は、約15,500円となりました。

※区民1人当たりの清掃・リサイクル費用

= 40億6,748万円 / 262,674人

人口:住民記録(10月1日現在)外国人登録(12月31日現在)

＜平成23年度 清掃・リサイクル事業の支出額＞



## 2-3 地球にやさしい地域社会をつくる

### (基本方針)

地球温暖化防止に向けて、地域社会を形成するすべての人が行動できるルールを定め、地球にやさしい地域社会の実現を目指します。

また、都市の特徴的な現象であるヒートアイランド対策としても、有効な環境にやさしいライフスタイルの普及、各家庭や事業所での省エネルギーの取組みを推進し、日常の行動から地球環境の改善につなげていきます。

### <環境指標の評価>

指標項目の評価

◎：最終目標値を達成している指標項目

△：最終目標値を達成していないが、目標値に近づいている指標項目

▽：最終目標値を達成しておらず、目標値に近づいていない指標項目

—：環境指標の設定、現状値を把握していない指標項目

環境指標項目	基準年度	基準年度末時点実績値	平成23年度末時点実績値	数値目標	評価
温室効果ガス削減目標 (P.81～82 参照)	16	1,182 千 t-CO <sub>2</sub> eq	1,158 千 t-CO <sub>2</sub> eq (最新データ： 平成21年度末時点)	平成20年度からの4年間で 合計4%削減	—
保水性舗装・遮熱性舗装(累計) (P.55 参照)	18	—	9,430 m <sup>2</sup>	新たに 11,000m <sup>2</sup> 整備	△
屋上緑化助成・壁面緑化助成 (累計) (P.55 参照)	18	1,531m <sup>2</sup>	4,619.29 m <sup>2</sup>	4,850m <sup>2</sup>	△

【年度の記載がないものは、平成23年度までの目標】

### ➤ 5年間の成果・課題

区では、平成20年3月に「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、太陽光発電システムや省エネ機器の設置費助成、エコドライブ教習会等を実施してきました。

また、ヒートアイランド対策として、保水性舗装・遮熱性舗装の整備、屋上緑化や壁面緑化(みどりのカーテン)にも取り組んできました。

平成24年度には、「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」の計画期間が終了するため、国におけるエネルギー計画の検討状況を踏まえて、平成25年度以降の目標設定や具体的施策、中長期的な視点に基づいた温暖化対策について検討していく必要があります。

➤ 目標の実現に向けて－平成24年度以降の取組み－

近年、地球温暖化問題においては、再生可能エネルギーの導入促進等により、「2050年までに温室効果ガス排出量を半減する」という低炭素社会形成の考え方が重視されています。また、平成23年3月の東日本大震災以降、国内の電力需給のバランスが悪化しており、節電の取組み等を通じて、人々のエネルギーに対する考え方も変わりつつあります。

これまでも区では、地球温暖化防止やヒートアイランド対策のため、日常生活や事業活動を通じて省エネルギー対策に取り組んできましたが、今後はさらに、区民一人ひとりのライフスタイルや事業活動の低炭素化により、持続可能な地球にやさしい地域社会づくりを目指します。また、中長期的な視点から、エコ住宅や再生可能エネルギー・省エネルギー機器等を積極的に取り入れた暮らしの普及を図ります。

### 2-3-1 地域特性に応じた地球温暖化対策

#### ◀ 温室効果ガスの排出抑制等のための総合的・計画的な施策の推進 ▶

地域特性に合わせた地球温暖化対策を推進するため、平成20年3月に「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」（詳細はP.81～82）を策定し、計画の目標達成に向け、施策を進めています。



<地球温暖化対策地域推進計画>

#### 目黒区の地域特性

二酸化炭素排出量の部門別割合は、民生家庭、民生業務、自動車の3部門が大きく、全排出量の9割以上を占めています。他の区と比較して、家庭からの排出割合が高いことが特徴です。

少人数の世帯数が増加傾向にあることや、小売業、サービス業などの第三次産業の従業者数が80%以上を占めることが背景にあると考えられます。

#### 平成24年度に実施する主な施策の内容

- ✓ 目黒区地球温暖化対策地域推進計画（概要版）の配布により意識啓発を図り、公共交通機関の利用を促進します。
- ✓ エコドライブ教習会の実施(1期、2回)により、環境に配慮した運転の啓発を図ります。
- ✓ カーボンオフセット<sup>17</sup>事業を展望して整備した、宮城県角田市の「めぐろエコの森」の管理を行います。
- ✓ 「めぐろグリーンアクションプログラム」の普及により、区民や事業者の自主的な環境配慮行動を推進します。

<sup>17</sup> カーボンオフセット：自らの温室効果ガス排出量を認識し、削減努力を行い、どうしても削減できない排出量を、他の場所での排出削減・吸収量等を購入すること又は活動等を実施することにより、その排出量の全部または一部を埋め合わせること。

### 身近なところから、温暖化対策

「エアコンの温度を適切に設定」「待機電力を節電」等、家庭における身近な取組みは、「地球にやさしい」だけでなく、電気代等の節約により「家計にもやさしい」効果があります。各家庭でできる具体的な取組みや、二酸化炭素削減量をチェックできるシートを盛り込んだ「家庭からはじめる温暖化対策」パンフレットを作成しています。まずは家庭から、温暖化対策始めてみませんか？



(内容紹介)

家庭でできる取組み		キッチン編
	<b>必要なとき、必要なだけ！</b> 電気ポットでの保温より、必要なときに必要なだけコンロで沸かしましょう。 ◎電気ポットで3分沸かし、5時間ごとに1回使用した場合と、コンロで1分ずつ3回沸かした場合	CO <sub>2</sub> 196.1kg ¥ 5,140円
	<b>冷蔵庫の設定温度は適切に！</b> 設定温度を調節し、冷やしすぎに注意しましょう。 ◎室温15℃で、設定温度を「強」から「中」にした場合	CO <sub>2</sub> 25.3kg ¥ 1,360円
	<b>食器洗いは、まとめ洗いを！</b> 水やお湯は溜しっぱなしにせず、控えめにしましょう。 ◎1回の食器洗いで、水120ℓ使用の場合と、水20ℓ使用の場合の比較	CO <sub>2</sub> 21.2kg ¥ 8,320円

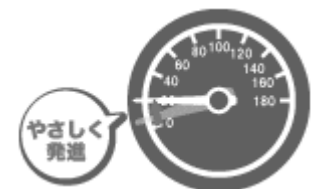
家庭でできる取組み		リビング編
	<b>家電製品の待機電力の節電を！</b> 家庭の消費電力のうち「7%」は待機電力です。 ◎待機電力を半分に減らした場合	CO <sub>2</sub> 60kg ¥ 3,400円
	<b>電球形蛍光ランプがオトク！</b> 電球形蛍光ランプは、価格は高めですが、電気代が少なくて済みます。 ◎54Wの白熱電球から、12Wの電球形蛍光ランプに交換した場合	CO <sub>2</sub> 34.4kg ¥ 1,850円
	<b>冷房は1℃高く、暖房は1℃低く！</b> 冷暖房の設定温度は、こまめに調節しましょう。 ◎冷房を「27℃」→「28℃」、暖房を「21℃」→「20℃」にした場合	CO <sub>2</sub> 33kg ¥ 1,800円

### エコドライブ10のすすめ

運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量のうち、自家用車からの排出が約半分を占めています。ハイブリッドカーの普及をはじめとする技術開発により、削減効果が出はじめてはいるものの、全保有台数の増加等もありCO<sub>2</sub>排出量は思うように削減できていません。そのため、自動車単体の対策だけでなく、環境に配慮した自家用車使用の促進が求められています。

(内容紹介)

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」
- 2 加減速の少ない運転
- 3 早めのアクセルオフ
- 4 エアコンの使用を控えめに
- 5 アイドリングストップ
- 6 暖機運転は適切に
- 7 道路交通情報の活用
- 8 タイヤの空気圧をこまめにチェック
- 9 不要な荷物は積まずに走行
- 10 駐車場所に注意



やさしい発進を心がけましょう



無用なアイドリングをやめましょう

2-3-2 ヒートアイランド現象の緩和

◀ 涼風の通る道の確保・人工排熱の低減 ▶

■ 保水性舗装等による対策

ヒートアイランド対策の一環として、目黒川沿いのエリアや都の推進エリアである下目黒・目黒本町地域において、保水性舗装や遮熱性舗装など環境配慮型の道路整備を行っています。

平成23年度は、新たに目黒川沿いに、保水性舗装 1,076 m<sup>2</sup>を行い、累計 6,617 m<sup>2</sup>になりました。また、遮熱性舗装の累計面積は、2,813 m<sup>2</sup>になりました。



◀ 保水性舗装した道路 ▶

◀ 環境にやさしいライフスタイルへの転換 ▶

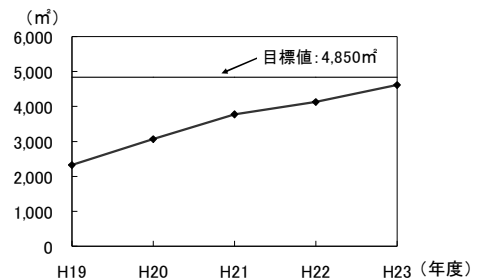
環境にやさしい暮らしの実践につながる啓発事業の一環として、区職員の夏期軽装化の実施期間拡大や打ち水等を実施しました。打ち水は、朝、夕方の時間帯にお風呂の残り湯などを道端や庭先にまくことで、夏の暑さを和らげたり、土ほこりを防いだりする昔からの日本の風習です。路面だけでなく屋上やベランダ、日なたでも日陰でも効果があります。

◀ 緑化の推進 ▶

緑化は、ヒートアイランド対策や地球温暖化対策に大きな効果があります。

平成23年度は、「みどりのまちなみ助成」により、屋上、壁面、接道部の緑化を推進しました（詳細はP.35）。

◀ 屋上・壁面緑化の助成面積 ▶



平成24年度に実施する主な施策の内容

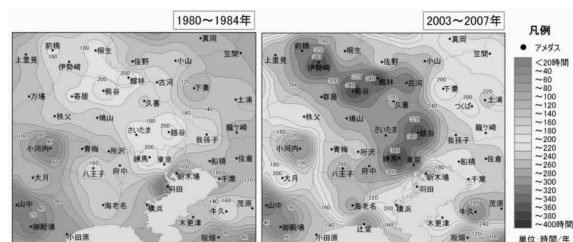
- ✓ 夏期における区職員の軽装化は、「節電ビズ」として取組み期間を拡大して行います。
- ✓ 二次利用水を使った打ち水の取組みを促進します。
- ✓ 公共施設の屋上緑化を進めます。

ヒートアイランド現象の影響

東京の年平均気温は、過去100年で3.2℃上昇しています。これは主要都市の中でもっとも大きな上昇で、中小規模の都市の平均気温1.5℃の約2倍です。

真夏日（日最高気温30℃以上）や、熱帯夜（日最低気温25℃以上）も増加傾向にあり、これらは都市化によるヒートアイランド現象の現れと考えられています。

近年は、気温が高いこと等で体の調整機能が正常に働かなく引き起こされる「熱中症」の予防が呼びかけられています。



関東地方における30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）  
◀ 東京近郊の高温域の分布 ▶（出典：環境省）



### 2-3-3 省エネルギーの推進・代替エネルギー<sup>18</sup>の導入

#### ◀ エネルギーの有効利用についての啓発 ▶

区独自の環境配慮行動プログラムである「めぐろグリーンアクションプログラム」の普及を通じて、家庭や事業所での省エネルギーに向けた取組みを促進しています。

#### ◀ 新エネルギー・省エネルギー機器の導入支援 ▶

住宅用太陽光発電システム等の設置費一部助成に、予定数を上回る申請がありました（詳細はP.6参照）。

また、住宅の増改築・修繕等や改修工事に合わせて新エネルギー設備等を設置する場合には、住宅修築資金の融資あっせん制度もあります。

#### ◀ 日常生活における省エネルギーの推進 ▶

省エネナビモニター事業やエコドライブ教習会を実施し、省エネルギーの啓発に努めました（詳細はP.7参照）。

#### ◀ 学校改築時における省エネルギー型校舎等の設計 ▶

学校の改修や改築等に合わせて、太陽光発電等新エネルギー・省エネルギー技術の導入を推進しました。

#### 平成24年度に実施する主な施策の内容

- ✓ 新エネルギー・省エネルギー機器の設置費助成を行います。

#### 新エネルギー・省エネルギー機器導入補助金制度

新エネルギー・省エネルギー機器を住宅等に設置する予定の方に対して、国や東京都でも、補助金を交付し、環境性能が高い機器の普及に力を入れています。

##### ● 住宅用太陽光発電導入支援補助金（国の補助金）

一般社団法人 太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）  
電話：043-239-6200

##### ● 住宅用創エネルギー機器等導入促進事業（都の補助金）

公益財団法人 東京都環境整備公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター  
（愛称：クール・ネット東京）  
電話：03-5388-3472

<sup>18</sup> 代替エネルギー：枯渇しつつある化石燃料や原子力に代わるもので、太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等の自然エネルギーをいう。また、発電時に二酸化炭素を排出しないという点からも、その重要性と必要性が高まりつつある。